

社会労働委員会議録第四十二号

昭和三十年七月十五日(金曜日)

午後二時四十分開議

出席委員

委員長 中村三之丞君

理事 大石 武一君 理事 中川 俊思君

理事 松岡 松平君 理事 大橋 武夫君

理事 山下 春江君 理事 山花 秀雄君

理事 吉川 兼光君 理事 植村 武一君

理事 白井 莊一君 理事 龜山 孝一君

理事 草野 一郎君 理事 小島 徹三君

理事 床次 鶴二君 理事 横井 太郎君

理事 越智 茂君 理事 加藤 謙五郎君

理事 倉石 忠雄君 理事 小林 郁君

理事 高橋 等君 理事 中山 マサ君

理事 野澤 清人君 理事 瀧井 義高君

理事 中村 英男君 理事 長谷川 保君

理事 八木 一男君 理事 神田 大作君

理事 山口 シヅエ君 理事 山下 榮二君

出席政府委員

厚生技官(医務局長) 曾田 長宗君

厚生事務官(社会局長) 安田 巖君

厚生事務官(引揚援護局長) 田邊 繁雄君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地 亮太郎君

専門員 濱口 金一郎君

七月十五日

委員横井太郎君及び受田新吉君辭任につき、その補欠として牧野良三君及び西尾末広君が議長の指名で委員に選任された。

七月十四日

第一類第七号

社会労働委員会議録第四十二号

昭和三十年七月十五日

優生保護法の一部を改正する法律案(谷口弥三郎君外四名提出、参法第一八号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

本日(の)会議に付した案件

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

医療機関に関する問題

○中村委員長 これより会議を開きます。

まず未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を一括して議題となし、質疑を続行いたします。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 今度当局で出された援護法の改正は、今までの援護法の欠陥に対して、ある程度の改正、前進をされておられることを認めるにやぶさかでないのではありませんが、しかし、私は援護法について幾分の疑義を持っております。

まず公務死ということであり、まずが、戦地におきまして、いわゆる兵病、たとえば性病のごときものにかかると、露骨に申しまして、何か微発に参りましたりした場合、少しそそりたし、まして住民に恨まれてけがをされるとか、殺されるとか、いわゆる重大なる過失あるいは故意による死という

問題であります。これらの問題について、従来は恩給法の建前から申しましても、援護法の建前から申しましても、それらの者は公務死として認めないということになっておられるわけであり、私に戦地におきまします実情というものを考えますと、そういう重大なる過失とか故意による死とか負傷というものと結び合せて考へなければならぬ、平時におきまして重大なる過失とか故意というものに当てはまるものと、戦時、ことに先般のような敗戦ということが色濃くなつて参りましたときの異常心理というものとは非常な違いが出てくる。従つて、そういう戦地の実情というものを考えますときに、私は重大なる過失とか故意とかいうことを今の平時の判断ですべきでない。ぶちまけた露骨な話をするわけであり、すけれども、たとえば性病を持ったといつたとしても、もし平時内地におきましますならば、家族と一緒に喜んでともに生活をし、和氣あいとして生活しておられますから、悪い遊びをするというやうなことのないう人でも、戦地におきまして、すきみ切つた気持の中におきましては、そういう女遊びをするということもあり得るのであります。これは実例であります。私が大東亜戦争の初めに中国におりましたときに、私の部下になつておった者が、長谷川さんはちつとも楽しみがない、暮も打たない、将棋もささない、酒も飲まない、女も買

わない、何が楽しみかということをやよく聞かれました。私は、きょう死ぬかもしれないから慎んで生活するのだと返事をしました。ところがその部下が、山東省でありましたが、どうしてもしようは死ぬと思ひ、今度は死ぬと思ひ、自動車の運転手でありました。が、今度は確かに死ぬと思ひから遊びにやらしてもらいたい、こういう話が参りました。その人は、そのときの戦争で死にません、私も参つて参りますときに、不幸にしてひどい梅毒に冒されておりました。そういうやうな異常心理というものがあるもので、だから私は、性病だからというやうなことで、戦時におきましますやうな病氣、重大なる過失とかいうやうな名目で扱ふことは間違ひである、こういうやうに思ふのであります。だから、これは恩給法、援護法を貫いておられますものではありますけれども、いわゆる公務死を適用するかどうかというこの根本について、私は疑義がある。だから、むしろそういうやうな範疇に、戦争の実利というものを考えますときには、はめるべきではないと私は考えます。これらにつきまして、局長の御意見を伺いたい。

○田辺政府委員 お答えいたします。一般的に申しまして、恩給法、援護法は、公務員その他国と使用の従属関係にあった者の公務災害に対する損失補償という建前でございます。従つて、公務上の災害に対する国の損失補償という建前をとっております以上、一般

の労働法上の業務災害と同様に、業務上ないし公務上のものではないから、業務上ないし公務上のものではありません。しかし、国家の責任という点を考えました場合におきまして、公務と全然関係のないもの、あるいは公務と遠い因果関係はありまして、密接な関係のないものにつきましては、いわゆる恩給法上の公務には該当しないという建前をとっているわけでございます。従つて、法文にありますが通り、重大な過失があつた場合におきましては、国としての損失補償の責を負わないという建前をとっておりますわけでございます。しかし、個々の裁定に當りまして、いかなる場合においても故意または重大な過失があつたかといふことの認定に當りましては、お説の通り、内地または戦地、戦地の場合におきましても時期、場所によつていろいろ条件は違つておりますので、その環境を十分勘案いたしまして裁定いたすべきものであると考へ、また現実にもそういうやうな裁定をいたしておられる次第でございます。

○長谷川(保)委員 これはもちろん局長に伺ひたい申しましたが、すいぶん困難な問題ではあります。むしろもっと大きな問題であるかもしれませんが、とにかく戦争に引っぱられていったといふことは、引っぱられてから帰ってくるまで、みな公務に服しているのです。それは、かつての徴兵制度時代でございますれば、天皇と臣民、臣

下というようなことでございますから、いろいろ無理な恩給法の適用をいたしまして、さようでございますかということになるでありましようけれども、家を出てから帰ってくるまでは、赤紙で引っぱられた以上、公務には使います時間、こういうものは公務ではない、だから公務ということは実際に戦争に直接従うというようなことが公務である、こういうような解釈を今日しているわけでありませうけれども、しかし家を出てから帰ってくるまで、公務で引っぱられているわけじゃないか、自分の自由がきくわけじゃない。だから、この恩給法や援護法の根本になっっている考え方自体に、もう一度考え直しをしなければいけないの

度考を直しをしなければいけないのじゃないか、これは新しい時代になって、私は根本的に考え直す必要があるのじゃないかと思ひます。今、お話しのような考え方ではいけないのじゃないかと思うのです。今日までこういう根本的な問題について、あまり討論されておりませんけれども、今援護法を改正するに当って、私は——これは恩給法を改正するに当っても、論議しなければならぬ問題ではありますが、家を出てから家に帰ってくるまで、公務で引っぱられているのじゃないか。その間に、たといどういふことがあつても、それは、たとへば結核になつた、内地におつたつて結核になるんだ、家におつたつて結核になるんだ、こういうことで処理するわけにはいかなひと思ひのです。今申しましたように、家庭にいればそういう間違ひはないだらう、しかし戦地におりますゆゑに、異常心理で間違ひが起るといふなれ

ば、これは公務として考えなければならぬ。これは重大な過失である、こういうふうに今日片づけておりますけれども、しかし、それはむごい考え方ではないか、こういうふうに思うのです。この点を考え直しをする必要がありはせぬか。この点、私はやはり根本問題として考え直すべきだ、今までの習慣に従っていくべきではなくて、根本問題として考え直しをすべきだ、こう思うのであります。先般来の山下委員との質疑応答を伺っております、もう一步突っ込んでここまで考えるべきだ、こういうふうに思うのであります。だから、政府としても、根本的に考え直さなければならぬのじゃないか、こういうふうに思うのであります。が、どうでしょうか。

○田辺政府委員　恩給法ないし援護法の公務員の、ことに軍人軍属の公務災害というものを考えるに当りまして、軍人軍属の勤務の特殊性及び勤務した場所における、たとえば戦地か内地か、戦地においても具体的な戦闘が行われておったかといふことの環境の特殊性といふことは、十分考えなければならぬと思います。われわれはそういう特殊性を十分考えつつ、今日まで裁定に当っているのでございまして、その結果は、われわれが裁定した事実に見われておると思うのでございます。従来恩給局がやっておりますしたものを、機械的にそのまま踏襲はいたしてない、いつもりでございます。しかしながら、個々の裁定になった結果及びその結果に基づく不服申し立ての審査等を通じてみますと、どうも実情に沿わない点が、現在のやり方ではあるように考えられる。大東亜戦争、ことに大東亜

戦争末期における特殊性というものを考えました場合に、負けいくさでございまして十分その資料も完備しておらないのも相当数あるわけでございます。現在の法律の建前では、遺族が公務であることを挙証する建前をとっておるわけでございます。そのため、遺族は部隊長のもとを歩くとか、あるいは戦友に手紙を出すとか、いろいろ病院に行つて資料を集めるとか、非常に苦勞しておられることが多いのでございますが、これはむしろ戦地における傷病は、原則として公務性が非常に濃厚であるから、公務として一応考える。ただし、全部のものを公務としてしまふということは、理論的に申しまして、またきわめて少数ではありましようが、若干公務でないものも

ありますので、全部を公務としてしまふということとは、法律の建前としてどうであらうか、そういう考え方から、建前として観念上非公務であるものを公務にするという考え方はとりたくない。こういうことから、現在の法律ができておるわけでございまして、戦地における傷病は、できるだけ公務としてとってやりたいし、またそう推定しても差しつかえないものではないかという、気持は、出発点は長谷川委員と全く同じであります。それを法律的、技術的に押える場合におきましては、極端から極端に走らないように、たとえば百人のうち九十九人は該当し、一人はどうしてもだめだという場合、九十九人を救い、一人はだめだというふうにしたい。九十九人を救うために一人ぐらい入ってもかまわないではないかという、そういう粗雑な考え方はできるだけ避けていきたい、こういう考

え方でございます。

なお、在隊中における負傷、疾病はすべて公務と考えることはできないかという御議論でございますが、やはりこれは文官との均衡を考えました場合に、そういう立場をとることは行き過ぎではないかと思うのであります。もちろん、勤務の特殊性及び環境の特殊性ということは十分考えなければなりません。が、一般文官におきましては、公務災害としての傷病というものは、きわめて例外でございます。もちろん文官と武官の身分、拘束の程度、勤務の内容、環境等は、格段の相違がございますので、同一には論ぜられません。が、だからといって、軍人は全部だということようにするのはどうであらうか、こう考えられるわけであります。

○長谷川(保)委員　もし公務という適用を、今のような大東亞戰爭中及び今度広げましたようなその前の事案から適用するとしてまして、故意または重大なる過失によって適用できない、あるいはまたその他内地で結核になったとか、召集中に結核になったとか、あるいは性病であるとかいうようなもので、公務災害として適用できないという人々、そういう人々が、およそどれくらいあるものでしょうか。これはずいぶんむずかしい問題でしょうけれども、一つ……。

○田辺政府委員　軍人軍属の遺族年金及び弔慰金の裁定状況を申し上げます。

五月三十一日現在の統計でございますが、受け付けた件数が二百三万六千四百余件でございます。そのうちで、可決になりましたものが百九十六万八千八百六十三件でございます。却下に

なりましたものが五万二千五百三十六件と相なっております。合計二百二十万一千三百九十九件が裁定に相なっております。それで却下したものの九割程度、九割以上になるかと思いますが、それは内地でございまして、戦地はそれの一割以内であると考えます。

○長谷川(保)委員 このほかにも、やはりもしそういうことで調べるとすれば、裁定を願ひ出でる者が相当あるでしょうが、こういう数字はわからないでしょうね。

○田辺政府委員 この数字は、私の方で予定しておりますもののうちの大部分でございます。もっとも、この二百万六千四百余件というのは、中央で受け付けた分であります。都道府県、市町村で持っているものは除外される

わけでございます。昔と違ひまして、現在の法律は、軍の方ですべて資料を整えまして、各遺族にこれに判を押して出しなさいというやり方をやっております。極端に申しますれば、われと思わん者は全部申請するという建前になっておりますので、おそらく全部に近いものが申請をしているのではないか。そのうち若干のものが、都道府県あるいは市町村の方で調査中で残っているものがあります。

○長谷川(保)委員 援護法の適用外に漏れておりますもので、戦争中に動員された者——満州の開拓団とか、あるいは徴用工とかいうもので、本来国家の名において動員されたものであるならば当然適用されるのけれども、一応徴用その他で動員されているけれども、適用外になっているというもので、どういう種類のものがどれくらい数がありましようか。

ます、やはり一般に労働能力ありと考えられる方々は御遠慮を願って、独立自営の力の乏しい方を援助してあげるといふ観点から対象をきめる、ことに国家財政も窮屈でございますので、乏しい国家の金を有効に使うというためには、やはり援護を要する方々に重点的にお上げいたしましたして、そやでない方はとりあえず弔慰金ということではまんしていただく、こういう観点から一般社会保障制度、一般の社会保険におきましての厚生省の社会保険の例にならぬとして、父母は六十才以上、子供、孫は十八才未満と、こう限定したわけでございます。こういった思想は、ひとり遺族年金だけではございませんで、障害年金におきましても、恩給法の場合におきましては、きわめて軽微な傷病に対しての一時金、年金等を支給することにしたしておりますけれども、援護法におきましては、こういった援護を要しないと考えられる軽微な傷病は対象から除外をいたしておるような次第もございしますので、援護法としては、現在のようにするのが、厚生省としては正しいのではないかと、こう考える次第でございます。

○長谷川(保)委員　私はこれも根本問題に入って援護法と恩給と二つに分けなければならぬという考え方は実に古い考え方ではないか、どちらか一本でいくべきだという考え方をするのでございませけれども、しかしこれらの議論は、もちろん大臣とすべき議論でございしますので、一応援護法に関する私の質問はこれで終わります。

○中村委員長 山下春江君。
○山下(春)委員 私は昨日、公務死の
範圍拡大についての部分を質問を留保

さしていただいたのでありますが、ただいま長谷川委員からもいろいろ御質問がありまして、これは根本的な考え方との相違だ、見解の相違だということになればそれまでであります、援護局長の言われることもよくわかります。九十九人を救うために、一人の全く該当しない者をも一緒に、一人ぐらゐ仕方がないじゃないかという考え方に立つことはできないと言われるのであります、その一人にあまりこだわりますために、多くの救われるべき人々が救われないというようにことに陥るおそれがあるとするならば、われわれとしては非常にあきらめきれないところでございます。局長は昨日も、援護審査会ではぼろおそれがあるというならば、援護審査会については考えてもいいと言われました。この援護審査会というもので、今日まで相当しぼられたように思いますが、局長はそうはお考えになりませんか。

○田辺政府委員　しぼったという言葉でござりますが、裁定をいたしたものを、さらにしぼって落すということはないのでございます。つまり私の方で、役所として裁定をいたしまして可決にしたものを、さらにしぼって辯護審査会が否にするということはないのでございます。援護審査会は、援護局の方で却下したものの不服の申立を受けまして、その中から可決にするものと却下するものと両方あるわけでございます。裁定の仕方が、そう何でも認めるという建前でないことは、その通りでございます。しかし、いたずらにしぼることだけを目的とするのではなく、いせんので、やはり公正妥当な裁定をする。早々の間に二百万近くの

ものを裁定いたしましたのでございまして、中には相当間違いがあることはわれわれみずから認めておりますので、そういうことにござらず、われわれも原案に固執するということはいたし

ておりません、各委員の公正な御判断によつて措置をいたしておる。それであつても、なおかつ現在の法律の建前はどうも無理ではないかということをは

考えまして、こういった原案が出ておるわけでございます。この原案が出ておるといふことは、過去の当委員会におけるいろいろな皆様方の御質問、あるいはその後における各遺族等の実情、それから授護生査会におけるいろいろな審査状況等を総合勘案いたしまして、こういった立法をいたしておるわけであります。出発点におきまして

は、全く皆様方と同じではございますが、措置の仕方におきまして、多少なまぬるいという印象を受けるかのごとき表現でございます。私から言わせますと、その辺に多少の弾力性があるということが言えると思います。その弾力性があるところに、確かにいい点があると私は思うのですが、その点を皆さん方に言わせれば、不安だとおっしゃる。その点は、援護審査会というものがあることによって、一そう適切になるか、あるいは一そうしぼられるかという御懸念につきましては、皆様の御判断をいただきたいと思ひます。こういうた物事は、理論に偏してあまり極端にいくということは、最も慎しまなければならぬことだと思っております。過去におけるいろいろな事例等を取りましても、一つの悪い事例があったときに、それを基礎として、また他の悪い事例を積み重ねていくとい

う結果を生みがちでありますので、そのことを過去數年間にわたる経験を基礎として、大ざっぱなようでも緻密にやつていきたい、私はこう考えております。

○山下(春)委員 大体援護局長のお氣持で、信じられるような氣がいたしますけれども、これはよく考えることにいたします。

そこで私は、過日委員長の手元まで、海外同胞引揚特別委員会から申し入れの件について、引揚委員会におきましては、るるこの問題については触れたのですが、なお本委員会に申し入れのありました末帰還者留守家族等援護法の問題について、局長にあらためてお尋ねをいたしたいと思うのであります。

御承知のように、未帰還者が帰還いたしましたときに、直ちに留守家族手当の支給は打ち切られておるのが現行法の規定でございますが、そういたしますと、これらの人々には、他に何らの援護措置も講ぜられません、ただそれっきりでございます。しかし、未帰還者が帰還いたしましたしても、現下の情勢では、直ちに就職することは困難であり、少くとも数カ月間は収入がないという状態に置かれるのみならず、かえって支出の増大をもたすために、未帰還者の帰還と同時に、留守家族手当の支給を打ち切めることは、その家族全体を著しい経済的な困窮に陥らしめるものでございますので、これはどうしても今申し上げましたように、十年も離れておりまして、帰ってきてばうっとしている間に数カ月間ぐらい過ぎてしましますので、この帰還者に対しては、少くとも三カ月ぐらいの

手当を、留守家族手当のような手当を支給すべきだと考えますが、局長はいかがお考えでありますか。

○田辺政府委員　ただいま山下委員の御指摘になりました点は、まことにどうもとてもな点だと思ひます。実は留守家族保護法が当初制定されましたときにも、そういう問題があつたのでございますが、当時そういったことも考えまして、実は婦選手当一万円というものを作成いたしましたして、婦選者及び婦選者の家族の生活のかてにしていただきたいということであつたのであります。そういう関係から、当時は御遠慮いただいたことでございますが、その時からもうすでに三年近くもたつておりますし、また国内の就職の状態も、当時と比較いたしましたして一そう窮屈になっておるといふことを考えました際、最終段階における引揚者の保護を一そう強化するといふ趣旨からいっても、まことにどうもとても御発言であり、御同感申し上げる次第であります。

○山下(春委員) なお、ただいま生還されます方に対して、三カ月の留守家族のごとき手当を支給するということが、局長から同感の意を表されましたことに対して感謝をいたします。ところが、この生きてお帰りになりました方々は、それで私どもの気持ちも多少達せられるわけでございますが、未帰還者の中で、すでに死亡された事実が判明した場合におきまして、この方々は、未帰還公務員の場合は恩給に切りかえられるのでございますけれども、その間には相当の手腕上の時間的ランクがございます。終戦後十

年になりました今日、なお未帰郷者の帰還を待ちわびておられます留守家族に對しまして、死亡の事実の判明と同時に、自動的に手当を打ち切るという事は、まことに実情に即さないと考えられるのでございます。留守家族は、この死亡を知らされず同時に、非常に大きな精神的な打撃を受けるのであります。同時にまた経済的にも収入の道を断たれて、物心両面にわたる結果となるのでございます。もつとも、これらの中には、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金または恩給法による扶助料を受ける方が大部分でございまして、先ほど申しましたように、時間もあまり要さないで、直ちにすうかえられるという事であればよろしいのでございますが、諸般の情勢上そうも参りませんので、相当長い時間ブランクになることを考えまして、この死亡処理をお受けになりました家族の方に対しては、これまで留守家族手当とみなされる手当を六カ月間——もっと長くも差し上げたいような気持ちもいたしますけれども、いろいろな予算上の措置もございまして、六カ月間ぐらい差し上げるようにいたすことが当然のことではないかと考えられます。十年間待ちわびておって、しかも十年後に死亡処理を受けるという方々に対しては、それぐらいの手当では、全くそのお氣の毒を救う一端にもならないと思ひますけれども、それでも、国としてせめてそれだけでもやっけて差し上げることができれば、大へんけつこうだと思ひますが、局長の御意見を承りたい。

ために、生存残留者の引揚げ促進をはかることも、消息不明の者の消息を明らかにし、すでに死亡している者に主眼とすることが、この問題の非常に重要な一面であると考えておるわけでございまして、数から申しますと、状況不明者の中で、死亡した者が相当部分を占めるのではないかと推定されることにつきまして、その死亡したことが判明した際における未帰郷者及びその留守家族の処遇ということは、非常に大事な問題だと考えております。今後関係各省との交渉が進むにつれて、そういう問題が漸次表面に出てくると思ひますが、今日よりそういうことに備へまして、そういう措置を講ずることはまことに必要なことだと、同感の意を表するにやぶさかではないのでございまして、期間の点につきましても、おおむね六カ月ぐらいというお話でございしますが、公務扶助料が裁定になります期間等を考えますと、これもおおむね妥当な期間ではないかと考える次第でございまして、

なっておりますか。これは予算がないからやらないというようなことで困るのでございまして、日ソ国交調整に關する兩國間の交渉が開始されて、未帰郷問題が全面的な解決を期待されておる現状にかんがみまして、ぜひともこれは直ちに御実行を願ひたいと思ひております。その最終段階に對するわれわれの心がまえといたしましては、この経済的な窮乏にある留守家族、あるいは精神的に悲痛のどん底にある留守家族に對して、直ちに実行をいたしたいと考えるのでございまして、その辺のことは、どういふうな状態にございましょうか。

○田辺政府委員 予算的措置についてのお尋ねでございしますが、率直に申しまして、そういう経費は、当初予算には計上されておらないのでございまして、しかし、そういう措置を講じた際には要する経費の大部分は、恩給法における扶助料等の内払いになるべき性質のものであると思ひますが、現行法におきましては、恩給法より留守家族援護法に移用することが認められておりますので、内払いであります以上、当然に移用を受け得るものと考えております。もちろん、移用を受け得ない人も若干あるかと思ひますが、これは数から申しますれば、きわめて少数だといふふうに見込まれますので、何とか既定予算の範囲内でやりくりできるのではないかと考えております。もっとも、まだ最終的には財務当局とその点についての最後の確認までは至っておりませんが、従来もしばしば連絡をいたしております。われわれも、最終的には財務当局の御同意が得られるものと考えておる次第であります。

○中村委員長 高橋等君。○高橋(等)委員 援護法の問題について、若干お伺いをいたしておきたいと思ひます。本来、今日は大臣が御出席であらうと思ひてやってきましたが、大臣の御出席がないのであります。この援護法の本質に關連いたしまして、恩給と非常な差別待遇があります。いわゆる父母の年令制限その他の問題につきましては、本質的な問題も含んでおりますから、ぜひ大臣においでを願ひまして、大臣にお伺いをいたしたいと思ひますので、適當な時期に委員長のお取り計らいをお願いいたしておきたいと思ひます。従ひまして、本日は局長に、公務死の範囲拡大の問題について、先ほどいろいろと議論があつたようでございますが、政府の意図されるところを若干お伺いをいたしてみたい。なお、御答弁で満足を得られませぬば、やはりこれも大臣にお願いいたさねばならぬと考えております。最初にお尋ね申し上げたいのは、このたび印刷物として配付されました、政府提案のこの法律の印刷書でございまして、これの初めのページの終りから三行目、2というところの「旧恩給法の特例に關する件第一条に規定」云云、この条文のこの二項のところを、一つ詳しく御説明をお願いいたしたい。

○田辺政府委員 今回政府提案で改正いたしておるうちの一項といたしまして、第四条の第二項について、公務死の範囲の拡大についての改正を企圖しておるわけでございしますが、この改正は、太平洋戦争中に、恩給法上の軍人及び準軍人が戦地に於いてけがをし、または病氣にかかった場合におきまして、非公務であることが積極的に立証されない限りすべて公務とみなす、という思想でございまして、その場合に、手続を慎重にするために、援護審査会の議決を要する、こういういたしましたのでございまして。

なお、詳しく申しますと、この規定の適用を受ける者は、恩給法上の軍人準軍人に限っております。これらの方々の勤務の特殊性というものを考えまして、こういう特殊な規定を置いたわけでございます。それに、さらに太平洋戦争における戦地にいた者にのみ限定いたしました理由は、太平洋戦争の特殊性というものを考え、ことに後半期における特殊性というものを考えました場合にございましては、第一に、戦地における受傷、罹病は、公務性がきわめて濃厚であるという推定を下して差しつかえなからうという点が第一点でございまして、第二点は、そういう特殊性から考えまして、遺族側に公務であることを積極的に立証する責めを負わせることは、実情に沿わないのではないかと。これも先ほど申し上げた通りでございまして、その点を考え直しまして、むしろ軍証の責任は政府側にありという考え方をとるのが、今度の戦争の特殊性から見て妥當ではないか、こう考えまして、明らかに非公務であるというものを除きまして、戦地における受傷、罹病はすべて公務とみなすという考え方が出たわけでございまして、ただ、政府内部にいろいろ議論がございまして、その場合に公務であることが明らかであるか、非公務であることが明らかであるかどうかという点

を慎重にいたしましたために、授諭審査会の議決を要することと、それから一般の公務の場合と多少違う点がある点、死亡の時期について一定の期限をつけたという点に、若干の相違が現われております。しかし、原則的な考え方としては、前段申し上げましたような考え方から、戦地におけるものは原則的に公務とみなしていい、こう、こういう考え方になったのでございます。

この点は、当委員会におきまして、高橋委員その他の方々がかねがね御主張になった点でもあり、また遺族会等におきます個々の遺族等からのいろいろな陳情等も考え、また援護審査会等の審査の状況等いろいろな点を勘案いたしました際、いろいろ議論はございましたけれども、政府提案としてこういう措置を講じようということになった次第でございます。この点につきましては、いろいろ御議論があるように拝察いたしますので、一つ十分に御審議をいただきたいと思ひます。

○高橋(等)委員　ただいまの御説明ですと、非公務でないことが認められない場合は公務だ、こういう御説明です。条文を拝見いたしますと、「公務以外の事由により負傷し、又は疾病にかかったことが明らかでないとき」こう書いてある。そうすると、公務以外の事由によって負傷したことが明らかであるかないかの認定は、だれがやるのですか。

○田辺政府委員 厚生大臣がやりま
す。

○高橋(等)委員 この法律によると、
援護審査会の議を経てとある、援護審
査会を一つの厚生大臣の諮問機関だ、

どう見ているのですか。

○田辺政府委員　ちょっと私間達いさしたので、訂正いたします。これは厚生大臣が認定をして援護審査会に諮問するということと建前をとっておりませんで、援護審査会の議決によって明らかであるか明らかでないかをきめる、こういう建前にいたしております。

○高橋(等)委員　私は簡潔に事を運びたいと思つて申し上げておるのです。そこで、この条文を讀んでみますと、乍らあなたの方では、これは公務以外の事由による傷病であるからということと却下されてきているわけです。その通りでしょう。ところが今度は、同じ条文で同じようなことを書かれて、ここでいろいろとあなた方が自由に選択をし、援護審査会が自由に選択をする余地を残すような言葉がこゝへ使われておるということは、實際今までのやられ方をどうやってここで改められるか。改めると言われるが、私はいろいろ研究してみても、改められる理由がこの条文から出てこないと思うのです。どうでもできる条文です。

もう一つは、筆証責任が政府にあると言われますが、遺族の方から要求を出して、あなたの方が断わりになっておるのは、全然証拠のないものか、あるいは何かほかの特殊な病気の名前が書いてあるものか、とにかく証拠をあげてきておる場合が相当多い。すなわち、遺族の方では証拠をあげておる、その証拠ののっとってこれは公務以外の事由によって疾病にかかったのだからだめだというので、あなたの方は断わってきておる。ですから、こういう書き方ではいけないのだ、あなた方の趣旨が徹底しないのではないかという

ことをおそれる。その点を、一つお互いにじっくりここでお話をしてみないとわからない。

要するに、これで救われるのは、極端に——この条文は、条文である以上は、解釈というものは嚴格でなければいけないのです。あなた方が自由裁量でこの条文を左右するような手かげんがあつてくれちゃ困るのです。ですから申し上げておるわけです。公務以外の事由によって負傷または疾病にかつたことが明らかでないときにやるということになれば、今までこれは公務ではないといつてあなた方が断つておったケースがこれで救われるのかどうか、これが第一点。

それからもう一つ、私が考えるのに、原因が不明なものについては、死亡原因が不明なものが救われるくらいである。その他は救われないのじゃないか。われわれが要求したことを入れて作られておると言われるところが、どうもこの条文からは出てこない、こう私は考えるので、その点を一つお話を承わっておきたいと思います。

○田辺政府委員 実はこの条文を作るにつきましたは、私どももすいぶん研究もいたし、苦心もいたしたのでございますが、一番議論されました点は、理論上公務でないものを公務にするという立法の立場を避けるということでございます。第一条には、公務上の傷病に対して国家補償の精神に基き云々と書いてございますので、どこまでも傷病は公務上のものでなければならぬという立場を堅持しつつ、しかも従来 の裁定の結果を是正し、あるいは今後 残されている問題を円滑に進めていくようにしたい、これがわれわれの出発

点でございます。そこで、今高橋委員がおっしゃる通り、過去において却下したものは、役所は公務でないものと

認定したものじゃないか、非公務と認めたものではないか、それを公務にするということとは、非公務を公務にすることではないかという有力な反対意見が部内にあったことは事実でございます。しかし、それは理論的一般的に非公務であるものを公務であるとするという問題を、一応切り離して考えた。過去に裁定したものが絶対に正しいものであるならば、そういうことになるかもしれません。しかし、過去において裁定したことが絶対に正しいものかどうかという点については、反省

し、考へ直してゐる必要がないかどうかというところが、われわれの考へ方であつたわけでありませう。たとへば、ある一定の病氣でなくなつておられます場合にききまして、それだけを考へられて公務であるかどうかというふうには見られない、環境のいかんということが非常に大事になつてくる。実はこういう環境でなくなつておるのだけ

けれども、その環境が公務であることが積極的に認められないというのが却下になっておる建前になっております。つまり、非公務だといって却下するというのが認められないというところで却下になっておるわけであります。従って、その際もう一步進んだこういった資料があった、こういう資料が出てくるならば、それは公務であると認められる可能性は十分あるわけであります。そういう資料が集められないということから却下になっておる事例は、相当あるわけであります。そこで一たん却下

したものであつても、その公務認定の基準というと言葉は妥当でないかと思ひますが、公務という概念そのものに

おいては変りはないが、公務認定の基準というものについては考え直すという事であります。そういうしなした際に、今日まだ未裁定として保留になっておるものについて適用がありますと同時に、過去において却下されたものについても、その条文が適用せられることは当然であります。あるいはそういう議論をする人が政府部内においてあることは、私もよく承知いたしません。が、あったことは事実であります。最終的においては、私が今申し上げました建前に統一されておるわけ

であります。すでに高橋委員の御提案になりました恩給法の改正案におきましても、恩給局においては、既裁定としてきめたものすら、援護法のこの条文の発動によって引っくり返るものがあるということは、過去のものにも及ぶということが認められた証拠ではないかと思っております。その点が一つであります。

それから、この条文の読み方によつて右にも左にもなる。櫻議審査会の議決という点になると、どうも不安である、右にも左にもなるという御懸念でございしますが、従来の建前をそのままとるならば、今であれば、こういう条文の改正というものは必要でないわけでありませう。公務であることが積極的に立証されない場合は却下するということが、非公務であることが積極的に立証された場合に却下するということは、非常に差があるわけでありませう。さういふことができません以上、櫻議審査会における裁決も、この規定の精

神に従って運用するべきものであると思ひます。もっとも、昨日から申し上げております通り、審査会の議決を該当件数数千件にわたるものについて一するところが適当であるかどうかという点は、別に問題が残りますけれども、これは別に非公務であることが明らかであるか、明らかでないかを役所側だけにまかせたのでは非常に不安定であるので、こういう合議機関において慎重にやらせたいということがこの提案の趣旨であるということを、御了承願ひたいと思ひます。

○高橋(等)委員 先ほどのお言葉は、いろいろ整理してみなければいけません。私が、私たちが提案した恩給法で、既裁定のものにさかのぼって云々という御発言があったようでありましたがそれとこれは違ひ。これは援護法で、厚生大臣が公務と認めたものについての扱いをきめたものである。新たに公務というものの範囲を拡大しようとしてやっておることはではない。そこで、あなたの今の御説明によりますと、結局救われるのは、証提不十分だったものが救われる。今まで公務にあらずと認定して却下書を出されておる。その却下書を出されておるものが、この条文によつてどうして公務であると認められますか、どういふ証提でこれだけの条文で公務であるということが認めることが出来るか。この条文は、明らかに公務以外の事由によつて負傷したことが明らかでなかった者だけ救おうとしておる。あなたは、公務という概念は変えないとおっしゃっておる。そうではないに、今までの公務という解釈は非常に窮屈なものであるから、そこで問題が起つておるのだ、われわれは

そう考へておる。そこに実はこの立て方の違ひが出てきておるわけでありま。政府内部でもそういう考へがあつたと云われるが、私がちょっとこの条文を見たときは、これはいかぬ、まだまだ公務に対する裁量の余地が残るまでおるのだ、公務に対する裁量の余地を残さないではきつりしたかういふ場合が公務であるということを、政府としては今まで思い切つてやられたことあるから、より思い切つて豊かないのだ、だからわれわれは、書いたかどうかというのを考へてはきておるわけだ。それくらいこの条文は自由裁量の余地がまだあり過ぎるし、従来お出しになったところの公務以外の事由による負傷を、公務でないといつて却下をされたものが、この条文ができたらどうして救われるか、そこをきつり教へてもらいたい。それを今おっしゃつたように、証提が不十分なものについては死因がわからないとか、も一つ証提をそろえてきたら出せるであらうと言ひながら、証提がない。これは救われるか。あなた方は、胃ガンだからだと言ひながら、胃ガンはこれでお払いになるのですかどうですか。もし戦地で誤つて川に落ちて死んだ、これは救われるのですかどうですか。そういう点を具体的にこの条文との比較において何々とおきまさんと、今までの議論を尽く御答弁を願つて、これでよろうと思つて法律を通すと、実際は非常に気の毒な人がたくさん出ておるものだから、それでこの点ぜひこの委員会ではきつりさせておかなければならぬ、こう思つて質問しておるわけだ。

○田辺政府委員 ひとつもでござい。先ほどのお話に、いろいろな資料を添えて却下した場合、援護局は非公務なることが明らかなりとして却下したのではないかとすることがござい。実は申請をしたものには、可決になったものと却下になったものとあります。却下になったものを分析いたしますと、公務であるか非公務であるかどうか明らかでないものは、却下のケースに入るわけだ。非公務であることが明らかでない場合は、もちろん却下になります。しかし、非公務であるか公務であるか明らかでない場合は、公務であることが明らかでない場合に、初めて可決しておるわけでありま。そこで理論的にいって、現在却下にされておるものの中で、公務であるか非公務であるか明らかでないというものは、当然対象に浮び上つてくるわけでありま。今お話しした通り、各般の資料を添えて援護局で審査の結果却下になった場合におきましても、さらにこういふ資料があれば公務になるのだ、こういふ資料がないから公務にならないという場合には、与えられた資料だけでは公務であるという立証ができない、認定ができないという例もござい。そこで却下されておるものが全部非公務であるから却下したというところにはならないのであります。却下したものの中には、公務であることがはっきりしないから却下した、また公務であるか非公務であるか明らかでないものが入つておるということになるのであります。従つて、観念的に申し上げますれば、非公務明らかというものと、それからもう一つ、公務か非公務か明らかでないというものが却下の

中に入つておるわけでありま。個々の例につきましてもお尋ねでござい。が、故意または重大な過失によつて受傷罹病した場合及びこれに準ずるような場合は除外されるわけでありま。が、たとえば勤務に全然関係のない傷病であつて、故意または重大な過失のないものというの現実にあるのであります。客観的に考へて、またきわめて素朴な医学的な常識から考へまして、勤務と全然関係のないというものにつきます。は、当然この中から除外すべきであらう、私どもが考へますのは、故意または重大な過失等の――これは一例でありま。が、そういう表現によつて、はきつりすることははっきりするかもしれせんが、観念的に考へまして、公務でないものを公務とするという思想はできるだけ避けたいというのが、われわれの根本の建前でございます。この点は、恩給法の根本にも触れる問題でございますので、どうしてもそういう建前はくすしたくない、またくすすというところになりますと、将来いろいろな問題を生ずる、そういう考へ方から出ておるわけでありま。具体的な一々の事例、胃ガンの場合はどうかというお尋ねでございますが、今までは、胃ガンというものは公務とは関係がないというところで、すべて却下になつておりました。私どもは、この点は考え直す必要があるという考へでございます。ただ具体的な申しますと、勤務に關係のない傷病というものは、故意または重大なる過失でなくともあり得るし、また現在あるわけでありま。かようなもので裁定するということになりますと、

その結果は他に波及するところも大きいし、国の恩給法の根本にも触れてくるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○高橋(等)委員 言葉じりをとらえるわけではないのだが、この条文によりまして、今まで却下していた胃ガンの支払いができるという理由は、条文の解釈からどうやうして出るのであるか。私はこの条文の解釈から何が生まれてくるかということが大切だから伺つておる、その点はどうか。この条文から、今までの公務という線はくすさないのだ、公務以外の事由によつて疾病にかつたことが明らかでない場合は払うのだ、こう書いてある。胃ガンというものを払う理由はどこから出ますか、この条文で自由裁量で出るのであるかどうかですか、それを聞かせてもらいたい。

○田辺政府委員 現在の建前は、公務であることが明確になった場合に、裁定を可決するといふ建前でございます。従つて非公務であることが明らかである場合、及び非公務が公務かはきつりしないという場合も、却下するわけでございます。ところが、胃ガンの場合におきましても、公務だとはいえない、積極的にはこれは公務のためなことで却下になったものがあるわけでありま。しかし、環境いかによつては、胃ガンでも公務になることは、医学的に考えられるわけでございます。医学的に申しますと、原因結果の追及という点から、いろいろ困難もありませんが、たとえば、こういう例がござい。大東亞戦争勃発と同時に召集を受けまして、ビルマにおいて

戦車隊長として勇戦奮闘せられまして、終戦になって捕虜収容所に入っておる間に、とうとう胃ガンでなくなられたのであります。こういったひどい環境のもとにおきましては、そういう病気になることもあり得るのではないかと、こういうこととあり得るのではないかと、公務であるということを積極的に立証するということとはできないではないか、こういう議論があったわけでありまして、しかし、だからといって、それでは明瞭に非公務かという、明瞭に非公務だとも云い切れない、かような例は公務か非公務かはっきりしないという一例でございます。従来却下した中に、こういったのが多いのであります。われわれはこの条文によって、こういったものが救い得ると考えております。

○高橋(等)委員 この問題については、また後ほどいろいろお伺いをする時間を持ちたいと思っておりますが、今の発言の前の発言に、重大な発言がありました。それは故意または重大な過失またはこれに準ずるものは公務以外と見るのだ、こういう御発言があったことは確認されますか。

○田辺政府委員 故意または重大なる過失というものは公務でないことは明瞭であります。これに準ずるといふ言葉でございますが、準ずるといふ言葉は、公務でないことが明らかだと思例の中に、いろいろなものがあると思例の中に、いろいろの書き上げればいいのでございますが、条文の形として、省令に譲りまして、とうてい書き切れない問題でございます。しかし、私どもの知っておる例におきまして、公務とは全然関係のない傷病であつて、故意または過失でないものが現に

あるのでございます。そういったものも、法文の体裁上除外しておきたい、除外するものが当然ではないか、私はこう考えておるわけでございます。しかし、何か名案があるか、具体的に、しかも全体を包括するような名案の条文があるかということになりますと、なかなかないのでございます。公務の認定基準を拡大するような具体的基準を示し、しかも指示するようなものを書ければ一番いいわけでございますが、それができないから、そういった抽象的な形にならざるを得ないのでございまして、しかし、理論的に申し上げますれば、私は高橋委員が御懸念されておるような、従来却下したものに及ばないということには、この条文がならないと考えますし、またならないようにしたいというところで、われわれはこういう条文を立案し、また御提案申し上げておる次第であります。

○高橋(等)委員 実際のこの条文からは、救われるものももちろんあるでしょう。しかしながら、大多数のものは、私はこの条文を厳格に適用すれば、救えないと考えます。これは先ほど申し上げた通りの理由です。あなたと考え方が違う。結局死因がわからない、これはどうもわからぬというて却下したものが救われるだけです。ところが、今の胃ガンなんというものは、恩給法の審査に当たっても、従来ともに公務でないに判定しているでしょう、これは御存じですね。そうやったと聞いておる。これをこの条文から今度公務死だとひっくり返してくるものが出てこない、もう少しあなたの方やりたくても。あなたの気持は、われわれの気持

と、やりたさにおいては同じだ。同じだけれども、この条文においてはどうしても不十分だ、私はこれを見してそう感ずるのであります。なお、これは、この次の機会にもう一応よく二人でまた時間をかりて話さなければ、こはよく質疑をしておかぬと困る、もっと具体的な問題に入つて質疑をしなければならぬ。

そこで、もう一点きより伺つておきたいのは、同じ条文の第五項に当たると思いますが、「第二項に規定する戦地の区域及びその区域が戦地であった期間は、政令で定める」という書いてある。これはどういうわけであつたのか。前は、戦地はこれこれと書いてあつたわけであつたのか。おぼろげなことで政令で定めるといふことを書いた必要は、どういうことなんですか。それでなしに、非常に疑問が起りますから、過去の陸海軍が戦地と規定した区域が戦地というふうになり、もう少しはっきりした書き方をしたいだけだか、これは大へんな問題が起るのじゃないか。あるいはまた、ここで戦地というものをあなた方が追加したり、地域の指定を政令で変えたりするためにこれを書かれてあるのかどうか、これを承わりたい。

○田辺政府委員 軍属の在職期間を定める場合の戦地の規定は、現在の法律でも政令に譲つております。今度の場合の戦地というものは、軍属の在職期間を定める場合とちよつと考え方が違つておりますので、考えは別でございます。別でございますが、実態上の戦地というところで押えたいと思つております。しかし、実際は現在定められておる政令の戦地に準じて考えております。

と、やりたさにおいては同じだ。同じだけれども、この条文においてはどうしても不十分だ、私はこれを見してそう感ずるのであります。なお、これは、この次の機会にもう一応よく二人でまた時間をかりて話さなければ、こはよく質疑をしておかぬと困る、もっと具体的な問題に入つて質疑をしなければならぬ。

○高橋(等)委員 区域は政令でなしに、何かはっきりした書き方を今までしておつたのではなかったのですか。

○田辺政府委員 今までも政令でございまして。

○高橋(等)委員 政令で定めるよりも、これは旧陸海軍の何々によって戦地とされたものを戦地とする、その期間を期間とする、そういう書き方をなさつたらいかですか。何か政令でそういう戦地の幅を定める意図があるのではないかと思ふし、また現在実はその戦地の幅を定めてもらいたいという要求がある。そういう含みをお持ちになつておるかどうかということ、一応聞いておきたい。

○田辺政府委員 従来陸海軍におきまして、恩給法の適用上戦地ときめておつたものを、基準といたしまして定めるつもりでございますが、なお研究の余地が残つておりますので、それを政令に譲つたのであります。あるいはまた、恩給法の陸海軍で定めておりました戦地というもののだけではないか、あるいはそれをもつと上げる必要があるか、あるいはもつと上げる必要があるか、若干議論してみれば余地があるのではないかと思ふので、政令に譲つておりますが、大体は現在政令で書いてあります。あつた戦地と期間に準じてやる考えであります。

○高橋(等)委員 この点は、一つはきりさせていただきたい。どういふ点か、戦地の期間としてやつたものを戦地の期間として不都合なのか、何かこうしなければいかにぬ点があるからこうされたような書き方ですから、それで

なければ、もつとはっきり恩給法に割り切つた方がいいのじゃないか。政令にまかせた点はどういふ点にあるのか、くどいようですが、今含みのある答えをなされ過ぎているので、これは大した問題はないようですが、実は非常に大した問題だからお伺いしておるわけですね。

○田辺政府委員 軍属につきましては、現在戦地に関する規定を政令で定めておるわけでございます。今度の公務死の範囲の拡大における戦地をきめる場合におきまして、現在政令で書いてある戦地の概念をおおむね踏襲したいという考えでございます。ただ、この法案をきめました当時、そこまでこまかく研究がいつてません関係上、政令に譲つて十分検討したい、こういう考えでございます。これを政令でしることも考へ得るわけでございますが、今のところ、かつての戦地の範囲を特にしほろうという具体的な考えは別段持っておりません。南西諸島、樺太などは、恩給法の勅裁はなされていなかった、こういう関係がありますので、若干広くしたいという含みがございます。まして、旧陸海軍の定めておつた戦地にそのまゝ入れなかつたわけでございます。

○高橋(等)委員 そうすると、新たに戦地として追加するものがある、こういうふうに理解したのでありますが、そうすると、恩給法上の問題とつじつまが合つておりますか、この点はどういふ点か、もし恩給法とつじつまが合っていないと、これまたえらい問題が起りますから、お伺いしておるわけですね。

○田辺政府委員 これはお話の通り、恩給局と至急打ち合せをしなければい

かぬと思ひます。この恩給法におきましても、政令でまゝにないような。――当時勅諭を経なければならなかつたのですが、勅諭はなされていなくとも、実際はやっていると、事例があるようにございまして、実際は恩給局におきまして扱ってございまして戦地と合せて書くべきものと考えております。

○高橋(等)委員 その場合は、ぜひともそういうことにしたいと思ひます。それで、なお公務死の範圍拡大の問題については、もう少し質疑を整理して繰り返したいと思ひます。今日はこれでやめさせていただきます。

○中村委員 次に、医療機関に関する問題につきまして発言の通告がありますので、これを許します。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 今度の医療機関の調査の問題ですが、今回問題としてあげられました四つの病院のみならず、なお全般的に見まして、やはり私は今根本的に日本の医療制度、ことに医療機関の問題について、検討すべきものがあると思ひます。それでは問題になっております久我山病院であります。先日社会局長の方の御答弁でございまして、私の記憶が違つておるかもしませんが、五千数百万円の借財があるということではございまして、あの小さな病院で五千数百万円というような借入金があるということは、実に重大な問題でありまして、このこと自体ある意味では、ただいま申しましたような立場で、非常に興味のあるケースだと私は見ているのであります。それ

れで、まず借財のできた原因であります、それを調べたいと思ひます。

○安田(慶)政府委員 この前も御説明申し上げたのでありますが、三月に都の方の係官が調べてきたのでございまして、それから二、三日來、また都の方の衛生局で、実は詳細な調べをいたしておるわけではあります。私の申し上げましたのは、古い資料で申し上げたのであります。今日は向うに行きましてお呼び出しがございましたので、聞かないで出たようなわけではござい

す。結局、やはり前回申し上げましたが、当初五十八床でありましたものをだんだん増床いたしまして、医療設備の拡充のために負債をいたしたということのように承知いたしております。

○長谷川(保)委員 これに對しまして、今までそういう病棟あるいはその他医療設備の補助金は、幾ら出しておりましたか。

○安田(慶)政府委員 私どもの方は、ほとんど医療保護施設には補助を出しておりません。従つて、この久我山病院につきましても、私の方から補助は一円も出ていないわけではあります。

○長谷川(保)委員 そうすると、国からは出ておる。つまり社会局ではなしに、公衆衛生局から出ておる、こういうことですね。

○安田(慶)政府委員 さようでござい

○長谷川(保)委員 補助金の制度、これは全般的補助金の問題と関連するわけでありまして、やはりそこにも考えさせられるものがあるのではな

○安田(慶)政府委員 これも私、聞こうと思つたところではございまして、この五千数百万円ということでは申し上げたのでありますが、こゝであまり詳しいことを申し上げて、翌日新聞にすぐそれが出るということが、再建計画には非常に障害になるといふことを、病院側は苦に病んでおられるわけでは

○長谷川(保)委員 実は私、昨日ちょっとその近くへ行ったものですから、ついでに寄つてみたのです。院長とも会いました。院長は、もうこれはうみをすっかり出さなければだめだといふことに気がつきました、こう云つておられますが、確かに私もそうだと

思ふのでございまして。私が聞いているところでは――これは昨日ちょうど事務長がいま申したので、明確なことはわかりませんが、昨年度出した利子だけで千六百十三万円あるといふのです。実に驚くべき利子を払つて

もの、これではどういふやれるはずがないと思ひます。どんなにうけの深い仕事でも、まずまず資本金が三千万円や四千万円の仕事で、これだけ利子を出すといふことは、しかもあゝいう固定資本に非常にかかるものでは、とうていおぼつかない。月に収入が五百二十万円くらいと申しますと、三カ月

以上の収入を全部利子に取られておるといふように考えられるのであります。私もどなたか申しては、何となくこの欠陥をえぐつて建て直してやるといふ工夫を考えなければならぬし、これは大小ありますけれども、全国的な一つのケースとも考えられる点がありますので、私はこの問題に取り組みたいと思ひます。そのことによ

うなことを考えるとすれば、まず金融の問題を考えなければならぬのは当然であります。そこで、すぐあなたの関係で問題になりますのは、診療報酬であります。この病院は、ほとんど全部が医療扶助と健康保険であります。この診療報酬の支払いを早くしてやることによつて、よほど助かるのではない

か。月に五百万円以上あるものでありますから、こゝういふ問題が考えられるのです。そこで、この病院について調べてみますと、四月分がようやく払われ

入つたら普通だといふことになるわけ

○安田(慶)政府委員 先ほどおあげになりました数字は、大体私どもの方

○長谷川(保)委員 先ほどおあげになりました数字は、大体私どもの方

○安田(慶)政府委員 先ほどおあげ

それから、診療報酬のことではござい

であります。これは御承知のように、点数単価制でございまして、一々診療いたしました、入院料もそうでございませうけれども、そのほかのいろいろなこまかい諸費なども計算し出すわけでございます。それが大体翌月の十日ぐらいまで出てくるわけでございますが、それを基金で審査するわけでありまして、審査をして間違ったところがありますが、あるいは呼んたり、あるいは突き合せたりするわけでございますから、やはり一カ月というのがどうしてもその次の月のところまでかかってくるというのが現状であります。私どもの方の生活保護の医療扶助の費用も、同様に現在におきましては二カ月後になっております。早いところでは一カ月半くらいから二カ月くらいという事になっております。これは、この病院は、そのためにこういうことが起きたとはいえない例かもしれないと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、これは長谷川先生のおっしゃるように、早いに越したことはないのです。あります。この問題は、根本的には診療報酬の支払い方法と申しますか、診療報酬のそういったきめ方にも問題があるのではないかとというふうに考えておりますが、私のみならず、社会保険の関係の局にも、私からよく先生の御趣旨のあるところを申し伝えておきます。

○長谷川(保)委員　たとえば、せんだってもある地方に参りましたところが、やはりこの問題を病院側から訴えられました。非常におくれておる。それで市役所に対して催促をした。そうすると、市役所の吏員の給料が払ってないのだから、医療扶助の金を払うこと

とはできないというごあいさつであつたというので、その病院の理事者が非常に憤慨しておられました。つまり、今日地方財政は非常に逼迫しておりますので、東京都のことは直接存じませんけれども、一般的に申しましてそういう傾向が非常に強い。生活保護の金、医療扶助の金として出されましたものを、他の一般の経費に流用しておる、そういうことのために、ことさらにおくれるということが現実起きているわけです。この国の方から出ます金は、どういう経路をたどってどういう手続で毎月の幾日までに出るのか出ぬのか、こういうことは具体的にどういうふうになっているのでしょうか。

○安田(総政府委員 具体的な手続は、私もちょっと記憶がないところがあるのですが)記憶がないところがあるのをございますけれども、大体県の方から参りました報告、この月幾ら払ったと基金の方に請求いたしたということに基きまして、こちらから日銀を通して県へ支払いをするわけがございます。県はそれを自分ところの支払いと、それから市は、御承知のようにやはり市長が実施機関で、自分のところで二割負担しながら支払うということになっておりますから、市の方に分けるわけです。県は、その金を自分のところで持っておったのでは、自分はいえぬのでありまして、それをやはり日銀から今度は市の方に流すのでありますから、今のお話のようなことがありますと、その末端の市あたりでそういうふうなことがあり得るということと考えることができると思います。

私も、今御指摘のようなことを、ある地方の新聞で見たことがあるのです。そういうことのないように、私どもも十

分監督はいたしますけれども、一般的に見て、そういった小さい市で財政が困難になってくると、往々にしてそういうことがあがちでございます。それから、今後十分気をつけたいと思います。昨年までは、大体人口三万になれば市になったわけでございますが、昨年十月ごろからは五万というふうに躍りておりますけれども、そういったあちこち、五万以下の市が、たしか百四、五十あるので、そういうものが全部福祉事務所を設けて、知事と同じように保護の実施機関になって二割負担をするという点に、問題がありはしないかということを、実は今再検討いたしております。

○長谷川(保)委員　今お話を承わったように、すでに診療報酬の審査、支払い基金事務所における審査、それ自体に、すでに相当の期間がかかる。けれども、これはおそらくその翌月の十五日か十八日ごろまでには、大体できるんじゃないかと思うのであります。それがさらにおくれていくということであり、さらにそれがまた、今のように市へ金を出したけれども、それが他に流用されておつて払えない、こういうことになるておりますのが今日の実情だと思つております。そこで、一つの工夫といたしまして、国の方から直接都道府県の支払い基金事務所に払い込むことにしたらどうか。そうすれば、八割というものはそこでできていますわけありますから、市の方といたしましても、一度入って他へ流用してしまつて、今度は十割でありますから、さあ出しにくいということになりましようが、二割なら何とか出さうという線も事実あり得ると思う。で

すから、これも私地方の県に参りまして実情をいろいろ調べたとき、やはりそれを訴えられた。県の方で話し合つて、何とか直接支払い基金事務所において、何とか直らないか、そうすれば、何とかなる、そうすべきだと思ふが、そういう法律を作つてくれないかといふ。そういう手続ができないかどうか。そうすれば、久我山病院の問題だけでも、一カ月なら一カ月というものは早く金が入るといふことになつてくると思ふのであります。

○安田(参事) 政府委員　お話の点、大へんごもっともなところがあると思ふのであります。現在におきましては、保護を実施いたします実施権者と申しておりますが、同時にこれは義務があるものでございますが、これが府県知事と市長でございます。八割は国庫の補助といふことになっております。それから、そこで補助をもつて、一ぺん県の予算に組んで、二割を足して——あるいは市ならば、市が八割を国からもらいますと、それに二割を足して市がのこすといふことになっておる。その根本的なものを變えないと、ただ八割で、もつただけ払いのだからといふわけで、基金の方に打ち込んでいくといふことが非常にむずかしいじゃないかと思ひますけれども、御趣旨のこととはよくわかるわけでございますので、なおよく検討させてもらいたいと思ひます。

なお、市で二割を負担する問題があるために、金が来ても、二割がないのので払いぬという場合もあるように聞いております。正確なためわけでございますが、いせんが、そういうことがあります。

と、せっかくの国の金為何にもなりませんから、やはり二割を出せるといふことを確かめて渡すことも必要だといふ、逆の場合もあるわけであります。十分そういう点は研究いたしたいと思ひます。

○長谷川(保)委員　ここはなかなか現実問題として重点だと思ふのです。それでは逆に、生活保護関係の金は、他に流用してはならないというような法律を作るといふようなこと、あるいは法令でそういうことをきめるといふようなことが、できるかどうか、またそういう御意思が当局としてあるかどうか、この点を伺つてみたい。

○安田(憲)政府委員　私どもの方は、当然流用してはいかぬと思つておるののでございしますが、なおそういうことを明白に法律にするかどうかということにつきましては、研究させていたいただきたいと思ひます。

○長谷川(保)委員　この点は非常に大事な点だから、私はぜひ考えてもらいたいと思ふのです。本来、生活保護法を作るときには、生活保護法の金というのは、前渡しで払うということにしたのでありますが、その後当局は、生活扶助の金だけは前渡しをしていらっしゃるようである。この診療報酬の金も、金自体も、国が財政上しばしば行き詰まつておられますので、金がおくるといふことがあるかもしれませんが、やはりこういう点は、もしおくれいつて金融ができないために、病院で必要な物も高い物を買うということになりますと、結局患者の診療それ自体が低下する、あるいは食餌その他が低下するということになりますから、ぜひとも特別の配慮をしてやっていたべきだ

い。全国の診療機関、医療機関は、非常に困っておりますから、特に配慮していただきたいと思います。

○安田(農)政府委員 私の方といたしましては、こういった赤字の補てんと申しますか、あるいは借りがえというように、金融の道に

○安田(農)政府委員 金融の道にいうものは、私どもの関係ではないのでございませう。やはり市中の金融機関にせんとするといふことがで

○長谷川(保)委員 社会福祉事業振興会の方から、融通できる金はありませんか。

○安田(農)政府委員 これは御承知のように、昨年度は非常に額が少うございまして、本年度は一億ございませうけれども、そういうふうな赤字補てんとか借りかえといふことには、今大蔵省と相談をいたしましてきめております貸し付け方針では、含まれていないわけでございます。

○長谷川(保)委員 御承知のように、この間もお話がありました、銀行がこういう社会福祉法人には金を貸すのを渋るわけですが、そこに今日社会福祉法人が非常に困難しておる理由があるわけですが、社会福祉事業振興会を作らなければならぬという理由もあるわけですが、やはりこういうような場合に、もうすでにほうっておけば高利貸しのえじきになってしまふかもしれ

ない、あるいはつぶれてしまふかもしれぬ、こういうようなわけでありませうから、特別な援助をしてやる必要があると思ふのであります。銀行から融資するとか、何か局長に腹案が確信があるでしょうか。ゆうべも、患者あるいは職員諸君も非常に心配をしておりますので、何か腹案があるかどうか。具体的なこととおっしゃれないと思ひますから、具体的なことでなくば、教えていただくと大へん喜ぶと思ひます。

○安田(農)政府委員 私別にたたいま久我山病院の借入金銀行から借りかえることについての具体的な手はないのでございませうが、向うからも、いろいろと具体的な計画を出すようございしますので、それと見合ひして研究いたしたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 社会福祉事業振興会などの金も、こういうような非常な危機に立つた場合には、何とか融通できるような道をお開きになっていただきたい。

それから、少し問題をかえしまして、この久我山病院のことを調べてみると、馬場某という理事が事務長をしておるようです。これは元東京都の援護会の役員であり、それから入ったようです。それでまあ悪意とばかり云い切れることもできないのでありませうけれども、調べてみますと、この人の手を通じて七分、五分というような高利のものが入つておる。そして一方またこの人は、ある場所では老人ホームか何かを最近お建てになったようでありませう。そちらの方は、高利は高利でありませうが、比較的安全な高利で借り

ておる。そこにどうもあやがあるように思ふ。全体を見て参りますと、理事が下部の人の名前を借りてか、あるいは適当にあつてせんという不当な金融をこの病院にしているといふことが、どうも悪推量かもしませんが、推察できるものであります。先ほどの補助金の問題等にも、この東京都の援護会の役職者という地位が、少しものを云つておるようにも察せられるのであります。この人は事務長をしておりませうけれども、この仕事を見るために、一週間に一ぺんぐらいしか見えられない。こういうところから、この不祥事の、非常に困難に陥りました原因があるのではないかと、こう私は、いろいろ伺つてみまして、にらんでおります。こういう社会福祉法人の理事について、これは本省直接の監督ではありませんが、何か今度の事件についてお調べになったことがございませうか。

○安田(農)政府委員 先ほど、こういうふうな高い金を借りております場合に、社会事業振興会の方から金を回さないかというお話があつたのでありませうが、これは御承知のように、社会福祉法人のうちには、医療事業をやつておるものが、一番金融の道が開けておるようございまして、これは長谷川委員よく御存じと思ひますが、一般の方は非常に困難で、しかも額がこまかいのであります。そこで、たとへば三千万円とか四千万円とかいふものを出しますと、あとに残りますものはほとんどなくなりませうので、どうしてもやはり養老院とか子供の施設とか、何ぞやの更生援護というふうな、なかなか金の借りられない方に先に回すといふことになっております。いろいろ御意

見がございしましたけれども、さしあたりすぐにとどういふわけにはいかないのじゃないか、こういうふうな考へております。

それから理事でございませうけれども、社会福祉法人の理事になります場合には、欠格事項がございまして、生活保護法とか児童福祉法、身体障害者福祉法、あるいはこの法律によつて厚生大臣の解散命令を受けた場合の解散当時の役員であつたといふこと、も一つは親族が理事の数の半分以上なつてはいけないといふような制限がございませうけれども、そのほかのところでは、なかなかその人が適當であるかどうかといふことがわからぬ場合もあるかと思ふ。そのために府県知事を經由いたしまして、府県知事のところである程度調べて参りまして、なお厚生大臣が調べるような方法をとつておるのでありますけれども、具体的に今お話しした馬場という理事につきまして、どういふふうなことがあつたかといふことは、私は記憶いたしておりませうし、調べたこともございませう。

○長谷川(保)委員 どうもこの問題をめぐりまして、悪意とばかり考へてしまふのもどうかと思ふのでありますけれども、善悪でやつたものかもしませうが、不法に高利なものが出ておる、これは事実であります。こういう問題について十分お調べをいたしたい。それから、お調べにいらつしやいませうときに、患者の食餌についてお調べになりましたでしょうか。

○安田(農)政府委員 これも先ほど途中でございませうけれども、給食の材料費だけが一日九十四円から九十五円の

間だといふふうには、東京都の人が調べたのによるとそういう報告を受けております。

○長谷川(保)委員 今東京都でございませうと、材料費は本来幾らでありますか。

○曾田政府委員 東京都全体のは、私どもも確たる資料を持っておりませうが、九十六円が国立療養所の材料費でございませう。

○長谷川(保)委員 入院費の中には、食餌の材料費幾らといふことはきまつておるのではありませう。

○曾田政府委員 特別内訳はございませう。普通の食事を給する——普通のと申しますか、いわゆる完全給食といふようなときには、点数加算するといふことで、そのうち幾ら材料費を使うかといふことは、別に定めておるわけではないわけでありませう。

○長谷川(保)委員 そうすると、今入院料の中に入つております完全給食でありますと十三点ですか、それを実際に計算しますのは、今の炊事に働いております者の人件費、それから材料費及びさらに償却費等が入るでせうが、そういうことで全体で幾らといふことになっていゝのでございませう。どうもこういうふうな病院が困りますやうな場合には、最初に減らす——とにかく二百人、三百人という食糧をちよつと減らせば、毎日三度々々のことでありますから、非常に楽になるわけでありませう。この疑いが、行つてみるとやはりあるのです。ですから、そういうことになりませうと、患者にとつては非常に迷惑でありますし、また国の金を出しておるものが、どっか横に

行ってしまっておるということであり
ますから、これらについても、当局にお
かれまして十分御調査いただきたい。

今日はこの辺でやめておきます。

○中村委員長 それでは本日はこの程
度にとどめまして、明十六日午前十時
より開会することいたします。

これにて本日は散会いたします。

午後四時四十一分散会